

議案第17号

三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月6日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例

三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成18年三朝町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>三朝町情報公開等審査会設置条例</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、<u>三朝町情報公開等審査会</u>の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>情報公開制度及び議会における個人情報保護制度の適正な運営を図るため、三朝町情報公開等審査会</u>（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第3条 審査会は、<u>実施機関</u>（三朝町情報公開条例（平成11年三朝町条例第23号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関</p>	<p style="text-align: center;"><u>三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、<u>三朝町情報公開・個人情報保護審査会</u>の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、三朝町情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第3条 審査会は、<u>実施機関</u>（三朝町情報公開条例（平成11年三朝町条例第23号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項又は三朝町個人情報</p>

をいう。以下同じ。)の次に掲げる諮問に応じ、審査請求について調査及び審議をする。

(1) 情報公開条例第16条第2項の規定による諮問

(2) 三朝町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年三朝町条例第 号)第45条第1項の規定による諮問

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び議会における個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

保護条例(平成12年三朝町条例第30号。以下「個人情報保護条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

(1) 情報公開条例第16条の規定による審査請求に関する事項

(2) 個人情報保護条例第7条第2項第7号及び同条第3項第2号の規定による個人情報の収集に関する事項

(3) 個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定による個人情報の目的外利用等に関する事項

(4) 個人情報保護条例第29条第1項の規定による審査請求に関する事項

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について、実施機関に意見を述べるができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について諮問がされた場合における調査及び審議については、なお従前の例による。

(三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年三朝町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第6条関係)			別表(第2条、第6条関係)		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号)に規定する旅費の例による。	略		三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号)に規定する旅費の例による。
略	日額 5,000円		略	日額 5,000円	
<u>三朝町情報公開等審査会委員</u>	(職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円)		<u>三朝町情報公開・個人情報保護審査会委員</u>	(職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円)	
略			略		
略			略		

略

略